- 1 被告が原告に対し、平成14年2月18日付けでした、原告の平成12年分の所得税に係る平成13年5月2日付け更正の請求に対する、更正すべき理由がない旨の通知処分を取り消す。 2 訴訟費用は被告の負担とする。
 - 事実及び理由

第1

主文同旨 事案の概要

第2 事業の概要 本件は、原告が、勤務先の会社の親会社である米国法人から付与されたストック・オプション(会社が自社又は子会社の従業員、役員等に対して付与する、自社株式を一定の期間内にあらかじめ定められた権利行使価格で購入することができる権利)を行使したことにより、その価格と当該株式の時価との差額(権利行使益)について、給与所得として確定申告をした後、一時所得に当たるとして更正の請求をしたが、被告から更正すべき理由がない旨の通知処分を受けたため、その取消しを求めている事案である。 1 法令の定め等 (1) 所得 おの ウルス では アンドラン・ア

(1) 所得税法の定める所得区分にア 所得税法(昭和40年法律第3

税法28条1項)

として、新株の有利発行及び自己株式の取得があったが、新株の有利発行については、株主総会の特別決議の対力が6か月に制限されており、自社株式の取得についても、自己株式の消却期間が6か月に制限されていたことから、法制度上、我が国の会社がストック・オプション制度を導入することは実質的に困難な状況にあった。
イ しかしながら、平成7年11月、特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第59号。ただし、平成11年法律第223号により廃止。以下「新規事業法」という。)の改正(平成7年法律第128号)により、商法の特別措置として、特定の株式未公開企業に限り、新株の有利発行に関する株主総会の特別決議の効力を10年に延長することが認められ、これらの企業については、新株引受権を付与する方法によるストック・オプションの付与が可能となった。ウ さらに、平成9年5月、商法(明治32年法律第48号)の改正(平成9年法律第56号)により、新株引受権方式のストック・オプション制度が新設されるとともに(平成12年法律第90号による改正前の同法280条ノ19)、取締役又は使用人に譲渡するための自己株式取得について、消却期間が10年に延長されたことから(平成13年法律第79号による改正前の同法210条ノ2)、自己株式を取得する方法によるストック・オプションの導入が可能となった。ただし、子会社の従業員等、自社取締役又は従業員以外の者に対するストック・オプションの導入が可能となった。ただし、子会社の従業員等、自社取締役又は従業員以外の者に対するストック・オプションにの財定は設けられなかった。
エ その後、平成13年に、商法が改正され(同年法律第79号、同第128号)、新株予約権の概念の導入(同年法律第128号による改正後の同法280条ノ19)により、ストック・オプションは、新株予約権という形で一本化されるとともに、ストック・オプションの付与株式数の制限の撤廃、付与対象者を自社従業員等とする制限の撤廃、権利行使期間の制限の撤廃等により、ストック・オプションに関する課税の推移についてア 平成7年の新規事業法改正以前においては、ストック・オプションに対する課税について定めた法令及び通達は存在しなかった。

は存在しなかった。

は存在しなかった。 もっとも、自社従業員等に対し、株主総会決議後6か月間に限って有利な発行価額による新株引受権を付与した場合の課税について、所得税法施行令(昭和40年政令第96号。ただし、平成10年政令第104号による改正前のもの)84条は、上記権利に係る収入金額を、原則として当該権利に基づく払込みに係る期日における新株等の価額から当該新株等の発行価額を控除した金額によることとし、所得税基本通達(昭和45年7月1日付け直審(所)第30号。ただし、平成8年6月18日付け課法8-2ほか1課共同による改正前のもの)23~35共-6は、発行法人から有利な発行価額により新株等を取得する権利を与えられた場合には、当該権利を行使して新株等についての申込みをしたときに、上記発行価額と権利行使時の新株等の価額との差額に対し、一時所得として課税することとしつつ、当該権利が従業員等に対し支給すべきであった給与等又は退職手当等に代えて与えられたと認められる場合には、給与所得又は退職所得とする旨定めてい

イ 平成7年の新規事業法改正により、ストック・オプション制度が一定の範囲で導入されたことから、租税特別 措置法(昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。)29条の2(ただし、平成10年法律第23号による改正前のもの) において、新規事業法に基づくストック・オプションについて、権利行使時には課税をしないことが規定され、所得税 法33条1項、3項、38条、同法施行令(平成10年政令第104号による改正前)118条2項、109条1項2号、措置法施行令(平 成10年政令第108号による改正前)19条の3第14項の規定により、権利行使によって取得した株式を譲渡した時点で、譲 渡価額と権利行使価格に当該株式の数を乗じた額(以下「権利行使価額」という。)との差額に対し、譲渡所得として

課税することとされたまた、所得

課税することとされた。 また、所得税基本通達23~35共-6においても、新株等を取得する権利を与えられた場合の所得を一時所得としつつ、当該発行法人の役員又は使用人に対しその地位又は職務等に関して当該新株等を取得する権利を与えたと認められる場合には給与所得とし、これらのものの退職に基因して当該新株等を取得する権利を与えられたと認められる場合には起職所得とする旨の改正が行われた(平成8年6月18日付け課法8-2ほか1課共同)。 ウ さらに、平成9年5月の商法改正に伴い、商法に基づくストック・オプションについても、措置法29条の2が改正され(平成10年法律第23号)、一定の限度において、その付与時や権利行使時に所得税を課税せず、権利行使によって取得した株式を譲渡した時点で、譲渡価額と権利行使働の差額に対し、譲渡所得として課税する旨規定されたほか、所得税法施行令84条も改正され(平成10年政令第104号)、措置法29条の2の適用を受けないものに係る収入金額を、権利行使の日の当該株式の価額から権利行使価額を控除した額とする旨定められたが、上記以外のストック・オプションによる所得課税については、法令上の規定は設けられなかった。 ションによる所得課税については、法令上の規定は設けられなかった。 また、所得税基本通達23~35共一6においても、上記各法令の改正に対応する定めが設けられたものの(平成

10年10月1日付け課法8-2ほか1課共同)、上記以外のストック・オプションによる所得課税についての定めは設けられ

なかった。 エーその後、平成13年における商法改正を受けて、措置法29条の2及び所得税法施行令84条がそれぞれ改正されたほか(措置法改正につき平成14年法律第15号、所得税法施行令改正につき平成13年政令第274号、平成14年政令第103号)、所得税基本通達23~35共-6においても、平成13年法律第79号による改正前の商法210条-22第2項(取締役又は使用人に譲渡するための自己株式の取得)の決議に基づき与えられた同項3号に規定する権利(所得税法施行令84条1号)、及び、同年法律第128号による改正前の商法280条-199第2項(取締役又は使用人に対する新株引受権の付与)の決議に基づき与えられた国項に規定する新株の引受権(所得税法施行令84条2号)を与えられた取締役又は使用人がこれを行使した場合は、原則として給与所得とし、職務の遂行と関連を有しない場合は維所得とすることとされ、また、有利発行による新株予約権(同条3号)を与えられた者がこれを行使した場合に、雇用契約又はこれに類する関係に基因して当該権利を与えられたと認められるときは、同条1号及び2号に掲げる権利を与えられた場合に準じた扱いをすることとされ、さらに、発行法人が外国法人の場合でも同様の扱いとする旨の定めが設けられた(平成14年6月24日付け課個2-5ほか3課共同)。 か3課共同)

2 前提となる事実(末尾に証拠等を掲記した事実は当該証拠等により認定した事実であり、証拠等の掲記のない事実は当事者間に争いがない事実である。)

(1) 米国ベリサイン社が原告に付与したストック・オプションについて ア 原告は、平成9年2月28日以前から平成12年6月30日まで、神奈川県川崎市 α 580-16所在(平成14年3月20日に東京都中央区 β 8番1号に本店移転)のベリサイン株式会社(以下「日本ベリサイン社」という。)に役員として勤務し ていたものである。

(甲1, 乙11, 弁論の全趣旨)

(甲1、乙11、弁論の全趣旨)
イ 日本ベリサイン社は、平成8年2月23日、アメリカ合衆国カリフォルニア州所在の同国法人であるベリサイン・インク(以下「米国ベリサイン社」という。)によって設立され、平成12年12月31日現在、米国ベリサイン社の持株比率は約69・1パーセントとなっていた。なお、原告と米国ベリサイン社との間には雇用契約又は役員・取締役の委任契約はない。(弁論の全趣旨)ウ 米国ベリサイン社におけるストック・オプション制度 米国ベリサイン社の1998年度エクイティ・インセンティブ・プラン(以下「本件プラン」という。)によれば、同社、その親会社及び子会社(以下「ベリサイングループ」という。)の成功にとって重要な人材に対し、米国ベリサイン社の将来の成果に与る機会を提供することにより、人材を惹き付け、維持する等のインセンティブを与えることを目的として、同社のストック・オプション制度が採用されている(本件プラン1条)。上記子会社とは、米国ベリサイン社と株式の所有を通じて、同社を始まりとする連鎖関係にあるグループ内の法人で、当該グループ内の各法人(末端法人を除く。)が他の1つの法人の議決権の50パーセント以上に相当する株式を有する関係にあるものをいう(本件プラン23条)。インセンティブ・ストック・オプションは、専らベリサイングループの従業員、従業員兼務の役員及び取締役を含む。以下、一般にこれらの者を総称して、「従業員等」という。)に対してのみ付与され、その他の全ての報奨(インセンティブ・ストック・オプション以外のストック・オプション、制限付株式、株式賞与等)は、ベリサイングループの従業員等、コンサルタント、独立請負人及び顧問に対し、付与することができるとされている(本件プラン3条)。 . 条)。

付与の対象となる従業員等、付与の時期、付与される株式数等の条件は、本件プランに基づき、委員会又は 委員会として行動する取締役会によって決定される(本件プラン4条1項)。 オプションの権利行使価格は、オプションの種類や当該従業員等の持株数に応じて、付与の日における株式 の公正市場価格の85パーセント以上又は110パーセント以上とされ、当該オプションの付与時に委員会が決定するものと される(本件プラン5条4項)

の公正印場価格の801へ一セント以上又は110ハーセント以上とされ、自該オフションの行与時に会員会が決定するものとされる(本件プラン5条4項)。
また、オブションは、遺言又は相続法や委員会の決定等による以外の方法により、売却、質入れ、譲渡、担保権設定、移転又は処分をすることができない(本件プラン11条)。
さらに、オプションの行使期間は、原則として、付与の日から10年間を超えないこととされるが(本件プラン5条3項)、従業員等としての地位が正当な解雇以外の理由で終了した場合には、その終了の日までにオブションを行使する権利が付与された部分を限度として、オブションを行使することができるが、その行使は、原則として当該終了の日の後3か月以内に行われなければならない(本件プラン5条6項(a)、(c))。(甲24)
(2)原告のストック・オプション権利行使益等に対する課税処分の経緯等ア原告は、日本ベリサイン社に在職中に、米国ベリサイン社との間でストック・オプション付与契約に基づき、平成9年2月28日、平成10年8月17日及び平成11年2月12日にそれぞれ米国ベリサイン社から付与されたストック・オブション(以下「本件を利10年8月17日及び平成11年2月12日にそれぞれ米国ベリサイン社から付与されたストック・オブション(以下「本件権利行使益」という。)が生じた。(甲1、弁論の全趣旨)イ原告は、平成13年3月15日、被告に対し、原告の平成12年分の所得税につき、別表1「確定申告」欄記載の内容の確定申告書(以下「本件確定申告書」という。)を提出した後、同年4月2日、本件権利行使益は給与所得に当たるとして、同別表「修正申告」欄記載の内容の修正申告書(以下「本件修正申告書」という。)を提出したが、同年5月2日、本件権利行使益は一時所得に当たるから上記修正申告には誤りがあったとして、同別表「更正の請求」欄記載のとおり更正の請求をした。 おり更正の請求をした。

かられに対し、被告は、平成14年2月18日付けで、原告に対し、更正すべき理由がない旨の通知処分(以下「本件処分」という。)を行った。 エ、原告は、同年4月12日、被告に対し、上記ウの処分を不服として異議申立てをしたが、被告は、同年7月9日付

・ 原音は、同年4月12日、微音に対し、上記りの処分を不服としてまけで、原告の上記異議申立てを棄却する旨の決定を行った。 オーそこで、原告は、同月31日、国税不服審判所長に対し、本件処分判所長は、平成15年3月17日、原告の審査請求を棄却する旨の裁決を行った。

本件処分に対する審査請求を行ったが、国税不服審

刊が返は、平成10年3月17日、原告の番食詞外を業却する百の裁決を行った。 カ なお、被告は、平成15年8月6日付けで、原告に対し減額更正処分を行い、その結果、別表1「本件における通知処分の経緯等」のとおり、納付すべき税額は3億1991万5500円となった。これは、原告の平成11年分の所得税の確定申告内容から、平成12年分の所得税につき、所得税法104条の規定による予定納税額(第1期分及び第2期分各57万2800円)が生じていたことが判明したことによるものである。(弁論の全趣旨) キ 被告による本件処分の根拠は、別表2のとおりであり、納税すべき税額の算定根拠のうち、本件権利行使益の所得及に係る部分以外の点については、当事者間に争いがない。

当事者の主張

(原告の主張)

(1) 本件権利行使益が給与所得に該当しないこ

ア 本件権利行使益に対する課税に関する実体法規の不存在 a 我が国の法令が直接適用されない海外の法人から国内の法人の従業員等に対して付与されるストック・オ プションの課税のあり方について定めた法令は現在に至るまで存在せず、平成14年6月に至るまでは通達もなかった。

b 被告は、措置法29条の2(同条所定の税制適格型のストック・オプションについて、権利行使益については所得税を課さず、当該株式を譲渡した時点で、譲渡所得として課税されるものとして課税の繰延べを認めている)が、措置法第2章第3節「給与所得及び退職所得」の中に置かれているのは、権利行使益は原則として給与所得として課税

が行われることを前提としているからである旨主張する。 しかし、措置法29条の2は、日本の商法上のストック・オプションを念頭に置いたもので、本件のように海外の親会社から付与されたストック・オプションを含むストック・オプション一般についての規定ではないから、被告

の主張は当たらない。

給与所得の意義・要件

1 結与所得の息報・安件 そこで、本件権利行使益の所得区分について、所得税法28条1項の規定する「給与所得」の該当性が問題となるところ、給与所得の意義について、最高裁判所昭和56年4月24日第二小法廷判決(民集35巻3号672頁)は、「雇傭契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいう。」としたうえで、「給与所得については、とりわけ、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかが重視されなければならない」としており、給与所得の要件としては、①雇用契約又はこれに類する原因が存在し(雇用類似要件)、かつ②使用者の指揮命令に同して

ウ 雇用類似要件について

a 雇用類似要件に ういて a 雇用類似要件の有無を判断するに当たっては、給与の支給者と支給を受ける者との間に、直接の雇用契約 はそれに類する原因(すなわち、法人の理事、取締役等に見られる委任、準委任等)があるか否かを検討すべきであるところ、本件ストック・オプションの付与会社である米国ベリサイン社と被付与者である原告との間には、雇用契約も委任契約も存在せず、原告は米国ベリサイン社との関係で、空間的、時間的な拘束の下において役務を提供したものでないことからすれば、本件権利行使益について、雇用類似要件を満たすような事実関係はなかったといわざるを得な 直接の雇用契約又

。 b(a) これに対し、被告は、そもそも所得税法28条1項に規定する「これらの性質を有する給与」として、本件のような使用者以外の者からの給付も含まれる旨主張するが、同項は、労務・役務の提供先である給与支給者(使用者)から支払を受ける労務・役務の対価である給付に限ることを当然の前提としており、このことは、同項の例示や、

件のような使用者以外の者からの給付も含まれる盲王張するが、同頃は、労務・役務の提供先である給与支給者(使用 者)から支払を受ける労務・役務の対価である。 (b) すなわち、所得税法28条1項は、給与所得について、「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与と規定し、例示されているも同じ性質を有する給与と規定し、例示されているものと同じ性質を有する給与と規定し、例示されているものと同じ性質を有する給与と力と対応しての新株予約権については、報酬たり得ると考えられていることから、選択権自体は給与所得に含める余地があるとしても(ただし、親会社から子会社従業員等に付与した場合には別途検討が必要である。)、その選択権を行使して得た利益は、当該株価の上昇の後に従業 また、昭和62年改正前の所得税28条は、「給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費、年金(過去の勤務に基立と解することはできない。また、昭和62年改正前の所得税28条は、「給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費、年金(過去の勤務に基づき使用系であった者から支給されるものに限る)、恩給(一時恩給を除く)及び賞与並びによれら勤務に基立いてもなるに係る係の給与に係る係の給力ともにの勤務にあるがによる場所得に多く)及び賞与立びによれる過度に基立いて基づきを制度に基立いでは、一般制度に基立いでは、一般制度に基立いでは、一般制度に基立いではないが、給与に係る保険制度に基立い、としてが会与にある後払いの給与ともいうべき年金及び恩給を給与所得であるものとから過去である。として法律で給与所得の範疇に定めていては、元の使用者からの支払ではないが、給与らないことから、このように、技して経与」の規令に該当すると解することはできない。 定課税がは、本件権利行使益のように、使用者以外の第三者から支払われる金負について、法令との手当なくして、総与所得に該当すると解することはできない。 定課税がされてきたのである。本件権利行を指用者以外の雇用関係に擬して解するものとみられる。しかし、我が国の課税制度と、組織変更税制や平は、特例の定め(所得税法56条、法人税法62条の2)がない限りは、別年位とし、グループ会社間の特殊性については、特例の定め(所得税法56条、法人税法62条の2)がない限りは、別年についる時間の行為として課税がされてきたのである。本訴において、被告は、雇用類似の関係にあるグループ会社(親会社、子会社)の意味についても明確に、本訴において、被告は、雇用類似の関係にあるグループ会社(親会社、子会社)の意味についても明確に、不可にないのであり、課税者の予測可能性を害し、租税法律主義の趣旨を実質的に変更し、許されないといわなければならない。

ればならない。

d 仮に、給与所得者が使用者以外の第三者から経済的利益を受けた場合においても給与所得として課税されるのであるならば、その経済的利益を与えた使用者以外の者は、源泉徴収義務を課され、当該経済的利益の供与と同時に源泉徴収税額に相当する金銭を受給者から受領しなければならないこととなるが、法はこれを予定していないものと いわざるを得ない。

価格で株式を購入できる権利)であり、コール・オプションの一種であって、その後従業員等がそれを行使したことによる利益は、あくまでも株価の変動と投資判断により、市場から得られるものである。当該権利行使の結果、株式の希釈化により不利益を受けるのは、既存の株主であり、それゆえ、商法上、ストック・オプションの発行に際して株主総会特別決議が要求されている。ストック・オプションを従業員等に付与した場合の対価は、商法280条ノ20第2項3号に基づき新決議が要求されている。ストック・オプションを従業員等に付与した場合の対価は、商法280条ノ20第2項3号に基づき新決議が要求されている。ストック・オプションを従業員等に付与した場合の対価は、高法280条ノ20第2項3号に基づき新決議が要求されている。人の権利の発行価格であって、自社株方式、新株引受権方式いずれの場合であっても、現行の法人税法、商法及び会計上、権利行使益が会社の費用・損失として認識されることはないから、付与会社に「実質的な損失」があり、これが従業員等に移転したと解することはできない。 ローストック・オプションの権利行使益を従業員等に対して労務提供の対価として支給するという法律関係にはなく、主観的にも、従業員等の職務遂行の対価としての性格を有すると解されていることからも、付与会社において、各観的に入り、オプションの権利行使益を従業員等に対価として支給するという条件を満たす必要があることから、ストック・オプションを行使するためには勤務先会社に対する勤務の継続という条件を満たす必要があることから、ストック・オプションの権利行使益は会社が従業員等に対価として支給するものなのだというような反論があるかもしれない。 しかしながら、このような条件は、ストック・オプションを優秀な人材を引き留める手段として機能させ

る株式の譲渡を受けたわけではない。

したがって、いずれの方式についても、米国親会社が日本子会社の従業員等に対して権利行使益を給付したと考えることはできない。

として失当といわざるを得ない。
カa 被告は、ストック・オプションに係る所得税の課税時期について、権利確定主義を根拠として、権利行使時において権利行使益に課税すべきであると主張するが、この主張が、権利行使時において権利行使益が発生し、かつ実現するので、この時点で課税するものと主張しているのであれば、当然の事理を述べたにすぎないものであるし、また、権利確定主義をもって、ストック・オプションの付与時又は条件成就時にストック・オプション自体に対して課税しないことの根拠とすることはできないというべきである。
b 被告は、ストック・オプション自体については、譲渡性、市場性がないことから、実現した担税力に対して行われる所得税課税の対象とならない旨主張するが、新株予約権は、原則として譲渡自由であるが、譲渡を制限することができるものとされており(商法280条ノの33第1項、同法280条の20第2項8号)、譲渡制限が付されたからといって、新株予約権のコール・オプションとしての性質が失われることにはならないことは、株式が譲渡制限を付されたからと言って株式たる性質を失うことにはならないのと同様である。
こ 課税庁は、分離型新株引受権付社債(ワラント債)の新株引受権部分 (ワラント)を利用した、疑似ストック・オプションのうち、成功報酬型ワラントにより新株予約権とされる一方、これまで、成功報酬型ワラントを導入する会社においては、実際上、譲渡禁止の特約条項を設けてきたことから、ストック・オプションとワラントの課税関係を区別する理由はないというべきである。
なお、所得税法施行令84条の規定は、「株式等を取得する権利の価額」との表題の下に、発行法人から同

なお、所得税法施行令84条の規定は、「株式等を取得する権利の価額」との表題の下に、発行法人から同条各号に掲げる「権利」を与えられた場合における、「当該権利」に係る所得税法36条2項(収入金額)の価額は、権利行使益による旨を定めているのであって、この文言等からすれば、同条も、同条各号に掲げる権利(すなわち、税制適格ストック・オプションそのもの)が課税の対象となることを前提とした上で、その価額は権利行使益の額による旨を定めた規定であると解される。

定めた規定であると解される。 d また、課税庁は、相続税の課税に関しては、ストック・オプションの価格を相続開始時の当該株式の時価から権利行使価格を控除した額によって評価すべきものとしており、未だ権利行使されていないストック・オプションそのものの経済的価値を評価していることから、ストック・オプションの評価が不可能であることを理由に、ストック・オプション自体に対する課税が不可能であるということはできない。 e このように、ストック・オプションに係る所得税の課税を権利行使時において権利行使益に対して行うのは、むしろ、ストック・オプション自体の経済的価値の評価が困難であること、及び現実にかかる利益を捕捉することが困難であり、課税の不公平が生じることからの、実務的観点によりかかる取扱いとしているものと解される。

f そして、ストック・オプションは、いわゆるコール・オプションの一種であり、他の金融派生商品(デリバティブ)と同様にそれ自体独自の価値を有する一つの権利であることからして、権利行使益は、被付与者の就労の対価ではなく、オプション付与契約に基づく義務の履行という意味を有するにとどまるということができる。キ被告が援用するOECD(経済協力開発機構)の検討資料については、各国の課税の方法を調整するという視点のみから作られたもので、既存の租税法の解釈に何らかの影響を与えるということは全く意図されておらず、OECDにおける検討内容を根拠に我が国の租税法の解釈につき論じることはできない。ク財団法人財務会計基準機構が明らかにした実態調査の結果によれば、権利行使が進んでいるケースは23・6パーセントで、全体の約5割近くについて株価が権利行使価を上回っておらず、上回っている場合でも、更なる株価の上昇を期待して権利行使を控えている者が多いこと、等の実情にかんがみると、権利行使益は、投機的な判断から得られる偶発的な利益と認識されているとみることができる。(2) 本件権利行使益が一時所得に該当すること

(4) 理田附記の不備 憲法31条の定める適正手続の保障は、行政手続一般にも及び得るものであり、個々の場合に同条を適用すべきか否かの判断については、行政処分により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、行政処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべきであるところ(最高裁判所平成4年7月1日大法廷判決・民集46巻5号437頁)、本件処分の結果賦課された税額が2億円に及び、財産権の制限が甚大であること、本件処分自体が公平に反するものであること、本件について緊急に処分すべき理由が見当たらないこと等に照らせば、本件処分に適正手続の保障が及ぶことは明らかである。また、所得税の白色申告に対する更正について理由附記が不要とされる理由は、事務負担の著しい増大により公平な課税の実現が損なわれかねないことと、不服申立て手続を通じて処分の適正化と争点の明確化が図られることが保障されていることにあるところ、本件処分の場合、理由を附記することにより増加する事務負担は僅かであり、また、本件処分に対する異議決定が行われず、審査裁決も訴訟提起後に行われたこと、被告が本件訴訟において本件権利行使益を雑所得とする予備的主張をしたことに照らせば、不服申立て手続を通じた処分の適正化と争点の明確化が保障されていないことは明らかである。

このようなことからすれば、本件処分について理由附記の要請を除外する通則法及び所得税法の規定は、憲法 31条及び32条に反しており、また、理由附記を欠く本件処分は、いずれも違法といわざるを得ない。

結論 (5) 本件権利行使益が一時所得に当たることは、上記のとおり明らかであり、原告の平成12年分所得税に係る総所 得金額及び納付すべき税額は、別表1の「更正の請求」欄記載のとおりであるから、本件更正の請求には理由がある。 したがって、本件の更正の請求を理由がないとした本件処分は、違法であり、取り消されるべきである。 (被告の主張)

(被告の主張)
(1) ストック・オプション制度について
ストック・オプション制度は、会社が自社又は子会社の従業員等に対し、予め定められた権利行使価格で自社株式を購入できる権利を付与する制度であり、被付与者である従業員等は、当該株式の時価が権利行使価格を上回った場合にストック・オプションを行使して株式を取得し、当該株式の時価と権利行使価格の差額に相当する額の経済的利益(権利行使益)を享受することができる。
この制度は、従業員等に将来の自社株式の価格と連動した経済的利益の供与を約することにより、優秀な人材を確保し、従業員等の精勤意欲を向上させ、会社の業績向上を図るものであって、長期インセンティブ報酬制度ということができる。また、アメリカ合衆国では、事業の分社化による組織面からの勤労意欲の向上と、ストック・オプションによる報酬面からの勤労意欲の向上の相乗効果が期待されており、子会社等の従業員等にもストック・オプションを付与することにより、当該従業員等の子会社における精勤を通じた親会社及びグループ全体の業績の向上が志向されている。 り いる。 (2)

ストック・オプションの性質 ´_ストック・オプション付与契約には、上記のようなインセンティブ報酬としての性格から、次のaないしd のような特徴が認められる。

(か) 施切られる。 被付与者は、付与会社又はその子会社との間で雇用契約等を締結している従業員等でなければならない。 ストック・オプションの行使は、付与された従業員等に限られ、その譲渡は禁止されている。 ストック・オプションの行使につき、一定期間の勤務、権利行使期間等の条件が定められる。 権利行使の条件とされる勤務すべき一定の期間中に、退職等により雇用契約等が終了した場合には、権利 - 定期間経過後に雇用契約等が終了した場合には,権利が消滅したり,権利行使期間が制限されたりするこ が消滅し, とが多い。

てからい。 イ これらの特徴に照らせば、ストック・オプション付与契約は、従業員等とその勤務先との雇用契約等に従属する従たる契約であって、権利行使時における当該株式の時価と権利行使価格との差額に相当する経済的利益を、従業員等の勤務先における労務の対価として取得させる趣旨のものであり、売買(株式譲渡)の一方の予約に類似する契約に、予約完結権の譲渡禁止の約定や、勤務先における一定期間の勤務等の停止条件が付されたものということができ

そして、被付与者である従業員等が予約完結権を行使することにより、株式譲渡契約が成立して株式引渡請求権が発生し、付与会社が行使時の時価より低額な権利行使価格による株式引渡義務を負うことにより、従業員等に経済的な利益が与えられるが、従業員等は、権利行使をしない限り、具体的な利益を得ることはできない。

(3) ストック・オプションに係る課税関係について

(3) ストック・オフションに除る課代関係について ア 我が国の所得税法は、いわゆる包括的所得概念を採用しており、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得に含まれることとなるところ、同法が課税対象となる所得を「収入」としてとらえていることに照らせば、未実現の利益を課税対象となる所得から除外し、実現した利益のみを課税対象とする実現主義が採用されているものと解される。そして、このような意味の実現主義と、同法36条1項が所得計算における収入金額を「収入すべき金額」と規定していることとを併せ考えると、同法は、すべての所得は実現と同時に課税対象たる所得となるものとしていると解され

る。 そして、所得税法は、所得の実現時期について、外部の世界との間で取引が行われ、その対価を収受すべき権利が確定した時点をもって所得の実現時期とする、権利確定主義を採用しているものと解される。 イ これをストック・オプションについてみると、被付与者は、予約完結権の行使によって、付与会社に対する 株式引渡請求権を取得して権利行使益を得ることができるが、予約完結権を行使しない限り、何らの利益を得ることも できない。

そして、ストック・オプション付与契約は、将来における権利行使価格による株式譲渡の合意であり、ストック・オプション自体は、これを行使して付与会社から株式を取得することにより権利行使益という所得を生み出す手

段としての性質を有するにすぎない。 このように、ストック・オプションの被付与者が得る経済的利得は、予約完結権を行使して株式引渡請求権 本取得した。

では、ストック・オプションの被付与者が得る経済的利得は、予約完結権を行使して株式引渡請求権を取得したことにより実現する権利行使益であり、予約完結権の行使によって初めて所得が実現し、法的にも当該利得を収受すべき権利が確定するから、その時点が課税時期となる。 ウ これに対し、ストック・オプションを権利の付与とその権利の増加益の実現とに分けて所得税の課税を検討することは、権利行使益を報酬として与えるストック・オプション制度の実態に反するものであり、実現主義の観点からも、ストック・オプションという権利の状態のままでは、たとえその行使が可能であっても、所得税の課税適状にないというべきである。 エ なお、いわゆる分離型の新株引受権付社債(平成13年法律第128号による改正前の商法341条/8第2項5号)を発行した後、新株引受権証券(ワラント)の部分を買い戻して従業員等に支給する、いわゆる擬似ストック・オプションの場合に、支給時において当該ワラントの価額相当部分について給与所得として課税するのは、ワラントがそれ自有価証券として譲渡性を認められており、支給された時点で経済的利益が実現されたと評価できるからであって、ストック・オプションについて付与時でなく権利行使時において課税することとは矛盾しない。 オ また、相続人が被相続人の有していたストック・オプションを相続した場合、相続時において株価と権利行をにとの差額に相続がが課されるのは、相続が金銭に見積もることのできる経済的価値のすべてを課税物件とするよのであり、所得税法上の課税物件である「所得」は、ストック・オプションが行使されない限り発生しないことから、その付与時又は権利行使可能時に課税されないのであって、これらの取扱いは相互に矛盾するものではない。

い。 カ いわゆる個別株コール・オプション(意思表示によって、ある銘柄の株式を、一定数量、一定の値段で買い付けることができる権利)について、オプション価値の算定ができる場合があることとの比較から、本件ストック・オプション制度においても、付与されたオプションそのものを現実収入とみて、オプション付与時に収入金額を計上すべきであるとする見解も考えられないではない。 しかし、個別株コール・オプションは、金融派生商品として高度の譲渡性が保障され、実際に取引市場において取引の対象とされており、換価可能性を有することは明らかであるのに対し、本件ストック・オプションの場合には、オプションそれ自体に譲渡禁止特約が付されており、市場もなく、一般的な取引の対象とされておらず、換価可能性を有しない以上、オプションそのものを現実収入とみることはできないから、上記見解は採用できない。 キ 企業会計基準委員会(一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の調査研究及び開発等を目的とする財団

法人財務会計基準機構の組織)は、平成14年3月29日付けの実務対応報告第1号「新株予約権及び新株予約権付社債の会 法人財務会計基準機構の組織)は、平成14年3月29日付けの実務対応報告第1号「新株予約権及び新株予約権付在債の会計処理に関する実務上の取扱い」において、会社が取締役や従業員等に対しインセンティブとして付与した新株予約権(ストック・オプション)の処理につき、包括的な会計基準は設定されていないことを前提に、現行の会計基準に則した当面の処理のあり方として、負債の部にその発行価額を計上し、権利が行使された場合には資本金(及び資本準備金)に振り替え、権利が行使されずに権利行使期限が到来した場合は利益として処理するものとし、無償で付与する新株予約権の場合、付与時及び権利行使可能時には負債・費用を認識しないものと考えられるとしている。ストック・オプションの付与時又は権利行使時に所得が実現したものとして課税を行うことができるとする考えは、このような会計基準を踏まえた考え方を無視するものである。

ストック・オプションの権利行使益が給与所得に該当するこ

給与所得の意義

ア 給与所得の意義 給与所得とは、「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得」(所得税法28条1項)であり、勤労性所得(人的役務からの所得)のうち、雇傭契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価を広く含むものである。そうすると、給与所得該当性が認められるかどうかは、非独立的労働ないし従属的労働の対価といえるかどうかが重要であるところ、最高裁判所昭和37年8月10日第二小法廷判決(民集16巻8号1749頁)は、勤労者が勤労者たる地位に基づいて使用者から受ける給付は、すべて給与所得を構成する収入と解すべきである旨判示しており、従業員等が受ける給付は、それが従業員等の地位に基づくものである限り、広い意味で、勤務の対価としての性質を有することから、広く給与所得に該当することとなる。原告は、給与所得の要件として、付与会社と被付与者との間に雇用関係等の存在が必要である旨主張するが、給与所得の定義について規定した所得税法28条の文言上、そのような限定はされていない。従業員等の地位に基づき、空間的・時間的支配を受けることの対価として給付されたものであれば、「働いたからこそ得た利益」として給与所得に当たり、勤務先会社から受けたか、親会社から受けたかの違いは本質的な要素ではないというべきである。この点、原告が援用する最高裁判所昭和56年4月24日判決は、弁護士の顧問料収入が、事業所得か給与所得かが争われた事案について、給与所得と事業所得との区別という観点からの特徴として、給与所得に当たり、勤務先会社がの受けたかの違いな本質的な要素ではないというべきである。の実態を要求しているものであって、雇用契約等の当事者以外の第三者からの給付を前提とした判断ではなく、使用者と給与支給者が食い違う場合の給与所得該当性を否定することまで、その射程に含むものではないと解すべきである。イ 自社株式のストック・オブジョンの場合

これコメ和日が良い達り場合の福子所付該当性を省定することまで、その射程に含むものではないと解すべきである。 イ 自社株式のストック・オプションの場合 a 自社株式のストック・オプション付与契約は、前記(2)アのとおり、従業員等とその勤務先会社との雇用契 約等を不可欠の前提として締結される契約であって、従業員等にストック・オプションの権利行使益を労務の対価として取得させるためのものであるから、従業員等の地位に基づいて付与された上記権利行使益は、労務の対価としての性質を有し、給与所得に該当するまたととなる。

であることとなる。
なお、措置法第2章「所得税の特例」、第3節「給与所得及び退職所得」に置かれている同法29条の2の規定は、商法上のストック・オプションに係る所得税が権利行使時において給与所得として課税されるものであることを前提として、同条1項所定の要件を満たすいわゆる税制適格型のストック・オプションについて、株式の譲渡時まで課税の繰延べを認める趣旨のものであるから、それ以外の同様の性質を有するストック・オプションに係る権利行使益については、このような特段の定めがない以上、原則どおり、行使時において給与所得課税を行うべきである。

b これに対し、原告は、権利行使益には通常の給与のような役務の質及び量との相関関係がなく、役務の提供と株価の上昇の間にも関連がないことから、権利行使益は役務の対価に当たらない旨主張している。しかし、従業員等の地位に基づく給付という広い意味での労務の対価性こそが、勤労性所得である給与所得の本質的な要素であって、そのような広い意味での対価性が認められる限り、勤労者がその地位に基づいて受ける役務提供に由来する給付であれば、給与所得に該当すると解すると解すべきであり、厳密な意味における役務提供の反対給付である代の教提供に由来する給付であれば、給与所得に該当すると解すべきである。本件の権利行使益も、勤務先会社において勤務していたからこそ不利行使益を取得できたという点で、権利行使益には労務の対価としての性質がある以上、役務提供に由来する給付として給与所得に該当するというべきである。 というべきである。 c この点につき

c この点につき、ストック・オプションの権利行使益の場合、その取得の可否及び金額が、株価の推移や権利を行使する者の投資判断という、被付与者の就労の質及び量とは異なる要素によって定まることから、これを労務の対価とみることはできないとの考え方もある。

しかし、会社に勤務していたからこそストック・オプションが付与され、その後も勤務を続けたからこそ 権利行使することができ、権利行使益を得たという労務の対価としての性質がある以上、権利行使益の額がいかに株価 変動の偶発性や行使時期の判断といった要素に左右されようとも、権利行使益は給与所得に該当するというべきであ

りはない。

が 労働者の多くが、ほぼ全人格的に企業に帰属し、従業員等と企業の間には「長期多元決済」ともいうべき関係が成立・存続するという勤務形態が一般的な我が国の労働事情に照らせば、給与所得該当性の判断に当たり、個別具体的な労務提供とそれに対する対価支払という具体的対応関係を要求することは困難ないし不可能であって、むしろ従来は、と使用者の関係を包括的に給いる金品は任意によるの関係を包括的によりまずまである。

る方向性を示しており、親会社からの給付についても特に問題としておらず、被告の主張は上記討議資料の内容に沿う ものということができる。 ウ 親会社株式のストック・オプションの場合

つ 親会社株式のストック・オブションの場合 a 親会社株式のストック・オブションの場合、上記イで検討した点は同様に妥当するものの、雇用契約等の当事者とこれを前提とするストック・オプション付与契約の当事者とが一致しないことから、勤務先の会社外の第三者から与えられたストック・オプションの権利行使益も給与所得に該当するか否かが問題となる。 b この点,前記アの観点からすれば,雇用契約等の当事者である使用者以外の者からの給付であっても、当該給付が使用者の指揮命令に服して提供したというべきである。 そして、給与所得に該当するというべきである。 そして、被付与者は子会社の従業員等の地位にあり、子会社の指揮命令に服して一定期間勤務して初めて権利行使益を取得することができるという点では、自社株式のストック・オプションの場合と異なるところはない。 また、被付与者である子会社の従業員等の地位にあり、子会社の指揮命令に服して一定期間勤務して初めて権利行使益を取得することができるという点では、真質対して合会社で経済的利益を与える理由は、被付与者のであるところ、親会社の従業員等に対してよりな経済の利益を与える理由は、被付与者の記してよりなより子会社の対策が対しているような経済の対した。その勤労により子会社における勤務により子会社の業績が向上すれば親会社も保有業等のの地位にあることに着自し、その勤労によった。 するらに、使用者は、従業三者である。 d おから、使用者以外の第三者である親会社との関係で、空間的、時間的拘束を受けた役務の提供との子会社に対する役務提供は、付与会社である親会社との関係で、空間的、時間的拘束を受けた役務の提供とができる。

いるのである。

きる。

エ 本件権利行使益が米国ベリサイン社から給付されたものといえること a 原告は、本件権利行使益について、ストック・オプション付与時に原告に帰属した含み益として、株価変動や権利行使時期といった偶発的要素によるものであり、米国ベリサイン社からの給付といえないから、給与所得に該

るから、本件処分は適法である。
(5) 雑所得該当性について(予備的主張)
アー時所得(所得税法34条1項)に該当するためには、「利子所得・・・譲渡所得以外の所得」であって、「労務その他の役務・・の対価としての性質を有しないもの」(一時所得の消極的要件)でなければならないところ、ろここにいう「対価」性についても、双新契約における給付という意味であっての性質にとどまら評価し、対して金銭その他の役務・・の対価としてが生きない。
対して金銭その他の経済的利益が給付された場合でなくとも、当該労務をの他の役務を提供したことを評価し、このような見地からすると、本件権利行使益が、給与的所得に該当せず、その発生の有無及び金額が、株価の変動及は一般に関する判断によって役務提供の対価とといっても、双系は関係的なものではなく、役務提供の対価といるのであったとして、本件権利行使益の取得自なより、従業員等は、確実に意図した利益を得ることができる状況の下で行使しているのであるから、権利ではない。
中、権利行使の時期に関する判断によって役務提供の対価とみるほかががかだねられている従業員等による選択の結果であり、従業員等は、確実に意図した利益を得ることができる状況の下で行使しているのであるから、自然では、おしたものとは、たいえない、中、権利行使といるのであるから、上の表は、できる状況の下で行使しているのであるから、にの、までは、おいたのであるが、現実の経済状況についての判断が含まれる一般に、ができる状況の下で行使しているのであるから、この意味においてその所得には偶発的な要素及び当無やを経済、初めにおる物の価格は変動するのであるから、この意味においてその所得には偶発的な要素及び当無や多基礎とするのは、所得を稼得した者の経済状況についての判断が含まれるとしてあることである。現実の経済状況についての判断が含まを販売する者が判断するととである。現実の経済状況についての判断には関係を有の判断が次定する基礎とよるが、対のの価格は変動するのであるが、対のの価格は変動するのであるが、対のの価格は変動するのであるが、対のの価格は変動するのであるとといの形得のが得のが得には関係を有っていてあって、当時のではでは、本体権利行使益は、原告の積極的ないといわざる役員をとしての地位のでその動務に密は関係を有るのでにことにない、所得には世近に、に給与所得には世近は、本件を対行使益は、原告の権を関係をでには、また、本件権利行使益は、原告の積極的ないといわざる役割を得しない、一時所得とないの、一時所得には世近は、本体権利行使益は、原告の積極的ないといわざらである。クましたが、事件の対応のでに係る納付すべき税額を上回ることになり、総額主義に照らせば、本件処分が違法である。にの、理由的記の不備の主張について

理由附記の不備の主張について

原告は、被告が、本件処分の通知書に理由の附記がないことを理由に本件処分が違法である旨主張するが、更正をすべき理由がない旨の通知処分について、その理由を附記すべき法律上の根拠はなく、また、本件処分は、所得税法155条2項所定の更正処分ではないから、上記主張は失当である

以上によれば、本件の争点は、次のとおりである。

(1) 原告が自己の勤務する会社の米国親会社から付与されたストック・オプションの権利行使益である本件権利行使益が、給与所得、一時所得又は雑所得のいずれに該当するか。(争点 1) (2) 本件処分が、理由附記の不備により違法と認められるか否か。(争点 2)

争点に対する判断 本件における問題の所在

本件権利行使益が給与所得に該当するか否かについて

(1) 給与所得の要件について 所得は、その性質や発生の態様によって担税力が異なるものであることから、所得税法は、所得をその源泉ないし性質によって10種類に区分し、それぞれの担税力に応じた計算法を定め、また、その態様に応じた課税方法を定め

ている。
所得税法は、給与所得については、「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。」(同法28条1項)と定めているが、ここにいう「俸給」、「給料」、「賃金」、「歳費」、「賞与」、「これらの性質」及び「給与」については、それがいかなるものをいうかについての定義的な規定は設けられていない。また、「俸給」、「給料」、「賃金」、「歳費」、「賞与」及び「給与」は、法令においても、しばしば用いられるものであるが、その用語法は、必ずしも一定のものがあるわけではない。したがって、同項におけるこれらの用語の意味は、一般的な用語法を基礎として、同項の趣旨及び目的に沿って理解すべきものであるところ、一般的には、「俸給」、「給料」、「賃金」、「歳費」及び「賞与」は、いずれも雇傭契約又はこれに類する原因に基づき提供した労務その他の役務(以下、「労務」という。)に対する対価の意味で用いられ、「給与」は、それらすべてを総称する意味で用いられているものであるから、これらに共通する性質を抽出して考えれば、上記の「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得」とは「雇傭契約又はこれに類する原因に基づき提供した労務の対価として受ける給付」をいうものと解するのが相当である。(2)また、本件権利行使益は、原告が、日本ベリサイン社に在職中の平成7年から平成9年までの各年に同社の全株式の約69・1パーセント(平成12年12月末日現在)を保有する米国ベリサイン社から同社のストック・オブション制度に基づいて付与された本件ストック・オブションを、平成12年中に行使して得たものであるが、被告は、本件権利行使益が、米国ベリサイン社からの給付に係るものであるとしたうえで、その性質は「労務の対価」であるから給与所得に該当すると主張する。

そして、その際に付与されるストック・オプションは、制度の目的から、付与契約によって譲渡が制限されているものであるが、いわゆるコール・オプションの一つであって、それ自体独立した経済的価値を持つものであり、それが米国ベリサイン社から給付されたことは疑いない。

イ 権利行使益の源泉

イ 権利行使益の源泉 a これに対し、当該株式の時価と権利行使価格との差額に相当する権利行使益は、ストック・オプションが 付与され、権利が確定した場合に常に生じるものではなく、当該株式の時価が上昇して権利行使価格を上回り、かつ、 被付与者たる従業員等がその時点で権利行使をすることよって初めて生じるものであり、具体的にどれだけの額に相当 する権利行使益が発生するかは、当該株式の時価が権利行使価格をどの程度上回るかによって定まるものである。 そのため、被付与者たる従業員等は、米国ベリサイン社からストック・オプションを付与されたとして も、その後、権利行使が可能となった時点以降において客観的に当該株式の時価が権利行使価格を上回ることがなければ、いかなる権利行使益も享受することはできないし、客観的にはそのような状況が生じたとしても、従業員等自身が 更なる株価の上昇を期待して権利行使の時期を逸した場合には、同様の結果となるものである。 このようなストック・オプションの権利行使による経済的利益の発生の有無及び具体的な利益の額を左右 する株式の時価は、当該企業の業績のみならず、企業の将来の収益力、金利、為替、国内外の景気の動向、政治や社会 の情勢、投資家の動きなど、多様な要因に基づいて形成されるものであって、多分に偶発的な要素にも左右されるもの であり、かつ、絶えず変動するものである。

与えたものであると主張する。

与えたものであると主張する。
(b) しかし、付与会社である米国ベリサイン社は、既に就労の継続を促す誘因としてストック・オプションを法的権利として従業員等に付与した時点において、権利行使価格を一定額のものとして約定し、将来それが約定の価格を上回ることがあったとしても、その者からの権利行使を拒否したり、その価格を変更する余地を留保しているのであるから、このような株式について、何らの制限なく自由に市場取引ができる価格を前提に当該株式を市場で売却(発行)すれば得られたはずの利益を実質的に付与会社が把握していると評価することはできない。むしろ、ストック・オプションが行使可能となった時点以降においては、原告は、付与会社に権利行使の時期を制約されることなく、専ら自らの判断において、親会社に権利行使の意思を通知し、約定の権利行使価格において組当する金額を払い込むことによって、いつであるととも上記の権利行使が可能となった時点以降においては、関告は、行生利行使の割する金額を払い込むこととなるのであるから、少なくとも上記の権利行使が可能となった時点以降においては、関的に上記の経済的利益を把握している者は原告の方であるとみるのが相当である。 従前から、ストックオプションを付与された者が権利行使をしないまま死亡した場合、相続財産の評価において、当該ストック・オプションは相続発生時における株式の価額から権利行使価額を控除した金額相当の経済的価値を持つものとして評価され、相続税の課税の対象となるものとして取り扱われている(財産評価基本通達193-2参照)のも、同様の認識に立ったうえでのものと解される。 (c) また、時価を下回る権利行使価格で新株発行がされた場合、既存の株主には、それによって保有株式の時価の低下という不利益が生じることがあるものの、資本取引を行う発行会社に損失が生じるものとは認められない。

なお、新株予約権に係る法人の有する自己株式の譲渡について定めた法人税法施行令136条の4においても、ストック・オプションにつき、権利の行使者に対して契約にあらかじめ定められた譲渡価額をもって自己株式を譲渡したときは、その譲渡は正常な条件でされたものとして所得の金額を計算する旨が定められ、時価の差額分を低額に譲渡したものとはとらえていない。

(d) したがって、付与会社に、当該株式を市場で売却(発行)すれば得られたはずの利益(時価から権利行使価格を差し引いた額)が存在し、実質的にそれが権利行使益として従業員等に与えられるとする被告の上記主張は

会社が、 いわゆる分離型の新株引受権付社債を発行した後、新株引受権証券(ワラ e ちなみに、云社が、いわゆる分離室の新株引受権的社債を発行した後、新株引受権証券(グランド)を負い戻して従業員等に支給する。いわゆる擬似ストック・オプションの場合には、専ら新株引受権証券の価値だけが、会社からの給付に当たるとして給与所得に該当し、その後、同証券に表象された新株引受権を行使して得た権利行使益自体は、上記の新株引受権に誘う(ワラント)の付与による経済的利益とは区別され、給与所得して課税の対象とされるこ とはない取扱いがされている。

新株引受権証券 (ワラント) は、それ自体には、多くのインセンティブ・ストック・オプションと異なり、権利の譲渡制限がなく、株式引受権が証券化されているという違いがあるが、これをいわゆるインセンティブ・ストック・オプションに擬して用いる場合には、付与時の契約によって譲渡制限が設けられることが多いと考えられるし、上記の各相違点は、新株引受権証券 (ワラント) 自体に担税力を認める根拠となり得るとしても、給与所得として把握されるべき経済的利益の範囲について、ストック・オプションの場合と取扱いを異にすべき理由となるものとは思 われない。

「以上のとおり、本件権利行使益について、これを米国ベリサイン社から原告に対して給付された経済的利益であるとしてとらえることは相当でないというべきである。 (4) また、前記(3)の点を暫く措き、仮に、本件権利行使益が米国ベリサイン社からの給付に係るものであるとした場合、それが、雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供した「労務の対価」として受けた給付といえるか否か

について検討する。 ア 所得税法28条1項にいう「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得」とは「雇傭契約又はこれに類する原因に基づき提供した労務の対価として受ける給付」をいうものと解すべきものであることは、前記(1)に述べたとおりである。

べきような事情も認められない。
なお、被告の提出した乙第36号証は日本マイクロソフト社に係るものであって、その内容は、米国ベリサイン社及び日本ベリサイン社に係るものではないから、上記の事実を認める証拠としての価値を有しない。
e 前述したとおり、本件ストック・オプションの付与は、米国ベリサイン社の一方的な意思決定に基づい申し出られるものであり、原告の就労の継続という米国ベリサイン社側の目的は、ストック・オプションの付与によるの可能性を与えることによって、そのことは、地力を感じた原告が就労の継続を希望するであるうという事実上の効果によって達成しようとによいるものであり、原告の問に、米国ベリサイン社又はその子会社に対しても、原告の側に、米国ベリサイン社又はその子会社に引き続き一定期間就労すべき法律上の義務やそのほかの義務が発生するものではない。
そして、原告は、権利行使にあかたなっても、あらかじめ決められた権利行使価格相当の金額の支払をすべた。
「したがって、米国ベリサイン社又はその子会社に対して、何らの新たな表及び権利行使益の付与は、あらかに対して、何らの新たな多及び権利行使益の付与は、あらかにの方に存在した雇用関係又はそれに類する原因に基づいてされた何らかの労務の提供に対し、その対価としてわれたものということはできない。
エまた、被告は、従業員等の地位に基づく給付という広い意味での労務の対価性こそが、勤労性所得である治りが、原門として給与所得に該当するというべきであり、厳密な意味における役務提供に由来する給付であれば、給与所得に該当すると解すべきなってあるの表の対してなるを対していると解すべきなものものより、第分ははこれに当たる、と役務提供に由来する給付であれば、給与所得に該当すると解すべきであるから、本件権利行使益はこれに当たる、と主張する。

主張する。

主張する。
しかし、前記のとおり、従業員等の地位に基づく給付が広く労務の対価と認識されるのは、従業員等と使用者との間には雇用契約又はこれに類する原因があり、従業員等の側から継続的に様々な労務の提供が行われることが通常であるからであって、そのような前提がない場合にまで、同様に解すべき理由はない。被告の主張の趣旨が、勞務の提供が給付者に向けられたものであっても、その労務の提供と経済的利益の給付との間に単なる条件関係さえあれば足りるというのであれば、「労務の対価」という性質による区分を無意味なものとするに等しく、「俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与」という用語の示す一般的な意味からも、大きく乖離することになるというべきである。したがって、被告の上記主張は採用できない。オョところで、所得税法上の所得区分は、各区分に応じて計算方法や課税方法が異なり、そのいずれに該当するかによって税負担が大きく異なるものであり、所得区分を定める規定の解釈適用は、納税者たる国民の利害に重大な影響を及ぼすものである。そのため、これらの規定については、本来、租税出す主義の観点から、特に法的安定性及当別可能性を備えていることが求められているというべきであり、相税要件明確主義)、そうでなければ、国民は、当しない基大な経済的負担を負う危険にさらされ、法の下に安心して経済生活を営むことができないといって過言ではない。

ないというべきである。

るいというへきである。 3 本件権利行使益が一時所得に該当するか否かについて 所得税法34条1項は,一時所得について,「利子所得,配当所得,不動産所得,事業所得,給与所得,退職所 得,山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち,営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務そ の他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」と規定しているところ,本件権利行使益が給与所得に まかでまる。

らかである。 また, また、本件権利行使益が、本件ストック・オプションに係る親会社の株価の変動及び原告自身の権利行使の時期に関する判断によってその発生の有無及び金額が決定付けられた、偶発的、一時的な性格を有する経済的利益であることは前記 2 (3)に述べたとおりであるから、所得税法34条1項にいう「一時の所得」に該当するものというべきであ

さらに、本件権利行使益が労務その他の役務の対価としての性質を有しないことは前記 2 (4) のとおりであり、また、資産の譲渡の対価にも当たらないことは明らかである。 したがって、本件権利行使益は、所得税法34条1項所定の一時所得に該当するというべきである。 4 本件権利行使益は、が12 (2015) アンドス (1) アンド

所得税法35条1項は、維所得について、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林 所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得と規定しているところ、本件権利行使益が一時所得に該当す ることは上記3のとおりであるから、本件権利行使益が雑所得に該当するものということはできない。 結論

以上のとおり, 本件権利行使益は、給与所得及び雑所得に該当せず、一時所得に該当することが認められるとこ このことを前提として、原告の平成12年分に係る所得税について、総所得金額及び納付すべき税額を算定すると、

別表1の「更正の請求」欄記載のとおりとなる。 よって、その余の点について判断するまでもなく、被告のした本件処分は違法であり、その取消しを求める原告の請求は理由があるから、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 市村陽典

> 裁判官 関ロ剛 弘

裁判官丹羽敦子は、差し支えのため、署名押印することができない。

裁判長裁判官 市村陽典